

Ⅱ．長生農業の現状と今後の展開

1 農 産

管内の水稲作付面積（H24）は 5,221ha で早場米の産地となっていますが、平均的な稲作規模は 1 ha 程度と小規模経営が多い状況です。品種別作付割合は、「コシヒカリ」が全体の 84.3%、「ふさこがね」 7.7%、「ふさおとめ」 5.7%となっています。（表 13, 14）

稲作を取り巻く情勢は、兼業化、高齢化の進展による担い手不足や米価の低迷等に伴い、個別担い手の育成は限界があるため、省力・低コスト化に対応して、大型ライスセンターを中心とした刈り取り集団や、ミニライスセンターの営農集団が中心となって作業が行われています。集団の構成員は、海岸地域では施設園芸農家や畜産農家が担い、山間地域では集落に基盤を置いた高齢者中心の担い手となっています。

水田の高度利用の一環として、茂原市新治営農組合、(有)アグリテック 4 4 1、睦沢町川島営農組合、長南町東部営農組合、長南西部営農組合等では、麦・大豆や野菜等の集団転作に取り組んでいます。今後も、地域ぐるみで土地利用調整並びに担い手育成を更にすすめ、千葉県型集落営農を推進します。

また、消費者ニーズの多様化に対応して稲作研究会等組織活動を中心に、牛ふん堆肥の活用やアイガモ等を利用した減農薬・減化学肥料などの栽培に取り組み、環境に優しい米づくりや良質米生産の技術改善・実証等により、一層の安全で良食味米の生産拡大をすすめます。

2 園 芸

管内の園芸生産は古くから盛んで、野菜、果実、花きの園芸部門の農業産出額は 84 億 3 千万円であり、全体の 45%を占め、県内でも有数の園芸産地となっています。（表 9）

(1) 施設野菜

国の指定産地品目となっている夏秋トマト及び冬春トマト（121ha）、夏秋きゅうり（34ha）があります。また、直売型イチゴ栽培や、省力的で生産性の高い養液栽培は、白子町を中心に小ねぎ・サラダ菜・トマト等で行われています。しかし、施設の暖房用燃料やその他資材の高騰、病害虫の発生や価格の低迷による経営の不安定、担い手の高齢化や減少による空ハウスの増加などの課題を抱え、産地の維持を図るために対策が必要です。

(2) 露地野菜

茂原市を中心に栽培される秋冬ねぎ（176ha）は生産者の高齢化がすすみ栽培面積が減少していることから、省力で値決め契約販売による価格安定が図れる新開発商品「ミニねぎ」、「加工業務用ねぎ」を導入し、産地強化に取り組んでいます。白子町・長生村を中心に栽培されるたまねぎ（41ha）は生産者の高齢化で生産が減少しており、省力技術の普及や収穫体験等による産地PRで消費拡大に取り組んでいます。

また、長南町を中心にしたれんこん（56ha）や中産間地域を中心に栽培される自然薯などは地域特産物として重要な役割を果たしていますが減少傾向にあり、産地維持には一層の販売拡大の取り組みが必要です。

一方、直売所開設に伴い、各地で直売用野菜の栽培が盛んになっています。

(3) 果樹

ナシ（主に幸水・豊水）（56ha）が古くから栽培され、近年では簡易被覆による早期出荷・大玉生産や環境にやさしい栽培法にも取り組み、市場でも高い評価を受け有利販売につながっています。しかし、担い手の高齢化や老木園の増加等により収量・品質の低下等が課題となっており、後継者の育成や新技術・省力技術の導入で、産地の維持・拡大を図ります。

また、新たな品目として睦沢町や長柄町を中心にいちじくの導入をすすめ、市場出荷や直売所、観光農園など多様な販路による産地育成を図っています。

(4) 花き

施設によるシクラメン、バラ、ガーベラ等が栽培され、先進技術を導入して市場ニーズに対応した経営が営まれています。茂原市を中心に栽培される植木は、コニファー類の規格品生産で産地化を図っています。また、各地で直売所が開設されたのに伴い、女性の経営参画と起業家の育成を目的に、スプレースtockやユリ類等の切り花の生産拡大を推進しています。

3 畜産

管内の畜産は酪農業が中心となっており、乳用牛の飼養戸数（H25）は45戸、飼養頭数で1,537頭、その他畜産では、肉用牛繁殖6戸、養豚4戸、採卵鶏5戸となっています。（表21）

環境整備では、「家畜排せつ物法」に基づき、適切なふん尿処理を進めています。

また、畜産農家が生産する堆肥や液肥の流通については、水稻、ねぎ、梨等の耕種農家との連携で地域内利用を進めており、飼料作物の増産と併せて、耕畜連携システムの構築を推進します。

4 販売流通

長生地域では、野菜等を中心に首都圏への生鮮農産物の供給基地として、JA等系統組織により、京浜市場を主な出荷先とする少品目、多量生産販売活動を続けてきました。しかしながら、輸入農産物の増加や産地間競争の激化に加え、生鮮食料品の流通や消費の形態が多様化するなかで、今後の消費動向を見据え、消費者の視点に立った新たな販売流通の対応が必要となっています。

一方で、BSE（牛海綿状脳症）の発見や農畜産物の偽装事件、また、輸入農産物の残留農薬問題などから、食の信頼が大きく揺らぎ、安全な農産物の生産を基本に、顔の見える生産・流通・消費システムの構築に加え、生産サイドからも積極的な情報提供やPR等が必要となっています。そこで、次のことを推進します。

(1) 消費者の求める農林産物情報の提供

食の信頼を回復し、消費者の健康安全志向に応えるため、JAS法等に基づいて農林水産物の原産地や品質等について適正に表示が行われるよう「食品の表示指導」を推進するとともに、的確な情報提供を行っていきます。

また、環境にやさしい農業を推進している産地の指定と農産物認証を併せて行い、認証シール等により「ちばエコ農産物」についてPRを展開します。

一方、ちばエコ農産物の販路拡大と有利販売を図るため、ちばエコ農産物販売協力店の登録を推進します。

さらには、地域農産物の消費拡大を図るため、消費者及び食品産業者に対し、生産状況（品目・質・量・収穫時期等）の情報を発信し、PRを推進します。

(2) 長生ブランドの確立と消費者ニーズに対応した製品づくり

安全・安心・新鮮でおいしい農産物の生産による「長生ブランド」を確立するとともに、消費者ニーズの的確な把握とマスメディアを利用したPRを展開して販売を促進します。また、直売所職員等の研修、ちばの直売所フェア等、積極的に取り組みます。

(3) 千産千消の推進

千産千消や食育を推進する観点から、地元食材の学校給食での利用を促進するとともに、米の消費拡大を図る上からも、地元産米を活用した米粉食品への理解と認知度を高めるための取り組みを積極的に推進します。

また、農産物直売所間の連携を図るための、直売所ネットワークの拡大を図り、研修会や検討会を開催します。

5 地域資源の保全・活用

(1) グリーン・ブルーツーリズムの推進

千葉県型グリーン・ブルーツーリズムの活動を通じて、その目的を実現するため県が策定した「大地と海のグリーン・ブルーツーリズム in ちば」推進方針に基づき、「九十九里地域グリーン・ブルーツーリズム推進計画」により、農山漁村や農林業に対する都市住民の理解の促進や都市住民の多様なニーズに対する良好な観光資源の提供等、各種事業を展開し、グリーン・ブルーツーリズムのPR活動を推進します。

ア 「道の駅」などの主要か所に「資源」パネルを展示して、観光客などの啓発を図ります。

イ 都市部で実施される販売活動などの際に、直売所マップや観光マップを活用して、都市住民にアピールします。

- 都市農村交流施設等 道の駅2か所、その他2カ所
- 直売所・観光農園 直売所16か所、観光農園7か所

(2) 農地・水保全管理（旧農地・水・環境保全向上対策）

農地・農業用水等の資源については、集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源（農地、採草放牧地及び農業用水並びに農業用排水施設、農業用道路その他の農地、農業用水等の適切な確保又は有効利用に必要な資源をいう。）の適切な保全管理が困難となってきました。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動への支援（共同活動）と併せて、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新を行う集落を直接交付（向上活動）により支援します。

平成23年度から、いままで農地・水・環境保全向上対策の2階部分として支援を行ってきた営農活動支援は、環境保全型農業直接支払交付金に移行しました。

(3) 環境保全型農業直接支援対策

環境にやさしい農業を推進する支援対策としての環境保全型農業直接支払交付金は、① エコファーマー認定を受けていること② 農業環境規範に基づく点検を行っている販売を目的として生産を行う農業者を支援の対象としています。

また、支援の対象となる取組みは、次の地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組です。(①～③のいずれかの取組で可)

①化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とカバークロップの作付又は堆肥の施用を組み合わせた取組。

②化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とリビングマルチ、草生栽培又は冬期湛水管理を組み合わせた取組。

③有機農業の取組(化学肥料、農薬を使用しない取組)

の3項目のいずれかの取り組みが必要となります。

(4) 遊休農地対策

農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷などを背景として遊休農地が増加しており、農業振興を図る上ではもちろんのこと、環境問題、社会問題にも影響を及ぼすことが憂慮されていることから、遊休農地の解消と発生の未然防止は、当地域にとって大きな課題となっています。

そこで、市町村農業委員会等関係機関との連携を強化し、地域の実情に合わせた効率的、効果的な遊休農地対策を推進するため、地域耕作放棄地対策協議会を設置し、耕作放棄地解消を推進しています。

ア 耕作放棄地対策の推進方策の検討及び情報交換。

イ 市町村耕作放棄地対策協議会への支援及び進捗状況の把握。

ウ 国の全体調査への協力。

エ 耕作放棄地再生利用緊急対策事業の推進。

6 基盤整備部門

基盤整備部門では、農業農村整備事業を進めています。県営農業農村整備事業の調査から計画、用地買収、換地、工事施工までのハード事業やソフト事業を行っています。完成後の施設管理は市町村や土地改良区が行います。また、市町村等が実施する農業農村整備事業の指導なども行っています。

農業農村整備事業は水と土を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田に必要な農業用水を確保する揚水施設の建設、営農条件を改善するための水田、畑の整備、農産物などを運搬するための農業用道路の整備、農村の環境整備などを行っている事業の総称です。

(1) 力強い農業の実現

豊かで安心できる食生活のためには、安定した効率的な食料生産体制が必要です。そのためには、効率的な農地に整備するとともに、農家の経営規模を拡大していく必要があります。

(2) 活力ある住みよい農村づくり

農村は、日々の疲れを癒してくれる「やすらぎの空間」を提供してくれるとともに、農業活動を通じて自然環境を保全する役割を果たしています。しかし、農村に人が住まなくなったのでは、食料の生産も自然の環境も維持していくことができません。活力ある農村であるためには、生活環境の整備を行い、もっと暮らしやすい農村にしていくとともに、地域資源を有効に活用するための条件整備が必要です。

(3) 国土保全と施設の適正な管理

人にやすらぎを与えてくれる自然も、ときとして非常に厳しい顔をのぞかせます。土砂崩れや水害などから、農地や農村を守る必要があります。また、ため池、水路用排水機場など多くの農業水利施設があります。これらの施設を適正に管理しなければ、安定した営農ができなくなります。

